

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成27年4月1日
(第28期)	至	平成28年3月31日

株式会社 ゲオホールディングス

愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

(E03367)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 販売の状況	8
3. 対処すべき課題	8
4. 事業等のリスク	9
5. 経営上の重要な契約等	10
6. 研究開発活動	10
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
第3 設備の状況	12
1. 設備投資等の概要	12
2. 主要な設備の状況	12
3. 設備の新設、除却等の計画	12
第4 提出会社の状況	13
1. 株式等の状況	13
(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
(4) ライツプランの内容	18
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(6) 所有者別状況	19
(7) 大株主の状況	20
(8) 議決権の状況	20
(9) スtock・オプション制度の内容	21
2. 自己株式の取得等の状況	25
3. 配当政策	26
4. 株価の推移	26
5. 役員の状況	27
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	29
第5 経理の状況	35
1. 連結財務諸表等	36
(1) 連結財務諸表	36
(2) その他	61
2. 財務諸表等	62
(1) 財務諸表	62
(2) 主な資産及び負債の内容	70
(3) その他	70
第6 提出会社の株式事務の概要	71
第7 提出会社の参考情報	72
1. 提出会社の親会社等の情報	72
2. その他の参考情報	72
第二部 提出会社の保証会社等の情報	73

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【事業年度】	第28期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
【会社名】	株式会社ゲオホールディングス
【英訳名】	GEO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 結蔵
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
【電話番号】	052-350-5711
【事務連絡者氏名】	執行役員 内山 雅夫
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
【電話番号】	052-350-5711
【事務連絡者氏名】	執行役員 内山 雅夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高 (百万円)	258,244	259,288	262,324	270,308	267,910
経常利益 (百万円)	16,464	15,643	9,344	10,030	17,824
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,842	8,380	3,808	7,337	10,563
包括利益 (百万円)	7,020	7,892	3,820	7,322	10,431
純資産額 (百万円)	53,425	57,978	59,199	63,214	64,961
総資産額 (百万円)	128,075	121,353	115,581	127,612	130,207
1株当たり純資産額 (円)	926.90	1,053.31	1,093.16	1,204.85	1,344.16
1株当たり当期純利益金額 (円)	125.81	154.80	70.54	137.99	205.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	125.65	154.60	70.45	137.68	204.62
自己資本比率 (%)	39.4	46.9	51.1	49.4	49.8
自己資本利益率 (%)	14.3	15.6	6.6	12.0	16.5
株価収益率 (倍)	7.8	7.7	12.9	9.2	9.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	25,241	11,457	8,255	17,424	19,807
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,364	△5,296	△9,401	△7,416	△4,209
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△15,034	△9,615	△3,790	2,107	△10,125
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	30,190	26,735	21,799	33,914	39,386
従業員数 (名)	3,228	3,317	3,421	3,579	3,825
(外、平均臨時雇用者数)	(9,724)	(9,936)	(10,522)	(10,114)	(10,421)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月
売上高又は営業収益 (百万円)	110,761	5,564	5,015	6,842	6,403
経常利益 (百万円)	6,670	1,515	557	1,831	1,602
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,851	4,532	△528	2,233	1,476
資本金 (百万円)	8,603	8,603	8,603	8,615	8,871
発行済株式総数 (株)	543,828	543,828	54,382,800	54,401,200	48,244,200
純資産額 (百万円)	45,167	47,799	45,635	44,546	37,206
総資産額 (百万円)	73,950	73,242	78,071	90,435	82,892
1株当たり純資産額 (円)	827.73	882.45	841.95	847.88	768.87
1株当たり配当額 (円)	3,000	3,100	32	32	33
(内1株当たり中間配当額) (円)	(1,500)	(1,500)	(16)	(16)	(16)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	52.44	83.72	△9.78	42.01	28.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	52.37	83.61	—	41.92	28.59
自己資本比率 (%)	60.9	65.1	58.2	49.0	44.7
自己資本利益率 (%)	6.4	9.8	△1.1	5.0	3.6
株価収益率 (倍)	18.6	14.2	—	30.2	65.1
配当性向 (%)	57.2	37.0	—	76.2	111.3
従業員数 (名)	173	197	224	283	260
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(19)	(20)	(58)	(22)

(注) 1. 売上高又は営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 平成23年11月1日をもって、新設子会社である「株式会社ゲオ」に小売サービス事業を継承し、持株会社体制へ移行したことにより、売上高より営業収益に表示を変更しております。

3. 当社は平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 第26期においては、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 株価収益率と配当性向については、第26期は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

昭和61年 6 月	遠藤結城（創業者）が愛知県豊田市にビデオレンタル店（ビデオロードショー美里店）を開業
昭和63年 4 月	個人営業から法人に改組
平成元年12月	社名を株式会社ゲオミルダに変更し、「G E O」の屋号の使用開始
平成 4 年 5 月	株式会社テープ堂と資本提携し、同社を株式会社ゲオステーションに社名変更
平成 8 年 4 月	株式会社ゲオと株式会社ゲオミルダが株式会社ゲオを存続会社として吸収合併
平成11年12月	株式会社藤田商店より日本ブロックバスター株式会社を取得し100%子会社化（社名を株式会社ゲオグローバルに変更し、平成22年10月当社に吸収合併）
平成12年11月	大阪証券取引所ナスダックジャパン市場上場（平成16年 3 月24日上場廃止）
平成14年10月	北海道のそうご電器株式会社を民事再生支援により100%子会社化（社名を株式会社ゲオイエスに変更し、平成22年10月当社に吸収合併）
平成15年 7 月	四国の株式会社ロッキーを子会社化し四国エリアに進出（社名を株式会社ゲオステーションに変更し、平成22年10月当社に吸収合併）
平成15年 8 月	株式会社宝船を民事再生支援により100%子会社化（社名を株式会社ゲオアクティブに変更し、平成22年10月当社に吸収合併）
平成16年 1 月	東京証券取引所市場第一部上場 名古屋証券取引所市場第一部上場（平成26年 3 月15日上場廃止）
平成16年 6 月	マツモト電器株式会社を民事再生支援により100%子会社化（社名を株式会社ゲオリークルに変更し、平成22年10月当社に吸収合併）
平成17年12月	高知県の四万十店開店で全都道府県出店を達成
平成20年 6 月	株式会社フォー・ユーに対して株式公開買付実施及び第三者割当増資を引き受け、連結子会社化（社名を株式会社セカンドストリートに変更し、平成25年 4 月株式会社ゲオに吸収合併）
平成20年 7 月	株式会社ぼすれん（現社名 株式会社ゲオネットワークス）を100%子会社化
平成22年 5 月	株式会社エイシスを取得し100%子会社化
平成22年 7 月	株式公開買付により株式会社ウェアハウスを連結子会社化（平成26年 4 月株式会社ゲオに吸収合併）
平成22年10月	ゲオショップ運営等に関連する連結子会社11社を吸収合併し、小売サービス事業を当社が継承
平成23年11月	小売サービス事業を会社分割により新設した株式会社ゲオに継承し、当社社名を株式会社ゲオホールディングスに変更
平成25年 4 月	リユースショップ運営を行う株式会社セカンドストリートの事業を株式会社ゲオが承継
平成25年 7 月	本社を愛知県名古屋市中区に移転
平成25年11月	株式取得により株式会社ファミリーブックを連結子会社化（平成25年12月株式の追加取得により100%子会社化）
平成26年 4 月	モバイル専門店業態での出店開始

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社14社、関連会社1社で構成され、一般顧客を対象としてパッケージソフトを中心にレンタル・中古品買取販売・新品販売を行う店舗（以下「メディアショップ」という）、衣料・雑貨・家電製品等の中古品の買取販売を行う店舗（以下「リユースショップ」という）、ならびにアミューズメント施設の運営を主な事業内容としています。

これに加えて、これら商材の卸販売事業、オンラインサービスやインターネットショップの運営も展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

グループ構成と事業内容

平成28年3月末現在

事業種類	事業内容	事業会社
持株会社	グループ経営企画・管理	(株)ゲオホールディングス（当社）
事業会社	メディアショップ・ リユースショップ運営 アミューズメント施設運営	(株)ゲオ
	その他	(株)アシスト (株)イーネット・フロンティア (株)エイシス (株)ゲオネットワークス (株)ゲオビジネスサポート (株)ゲオペイメントサービス (株)ファミリーブック (株)リテールコム

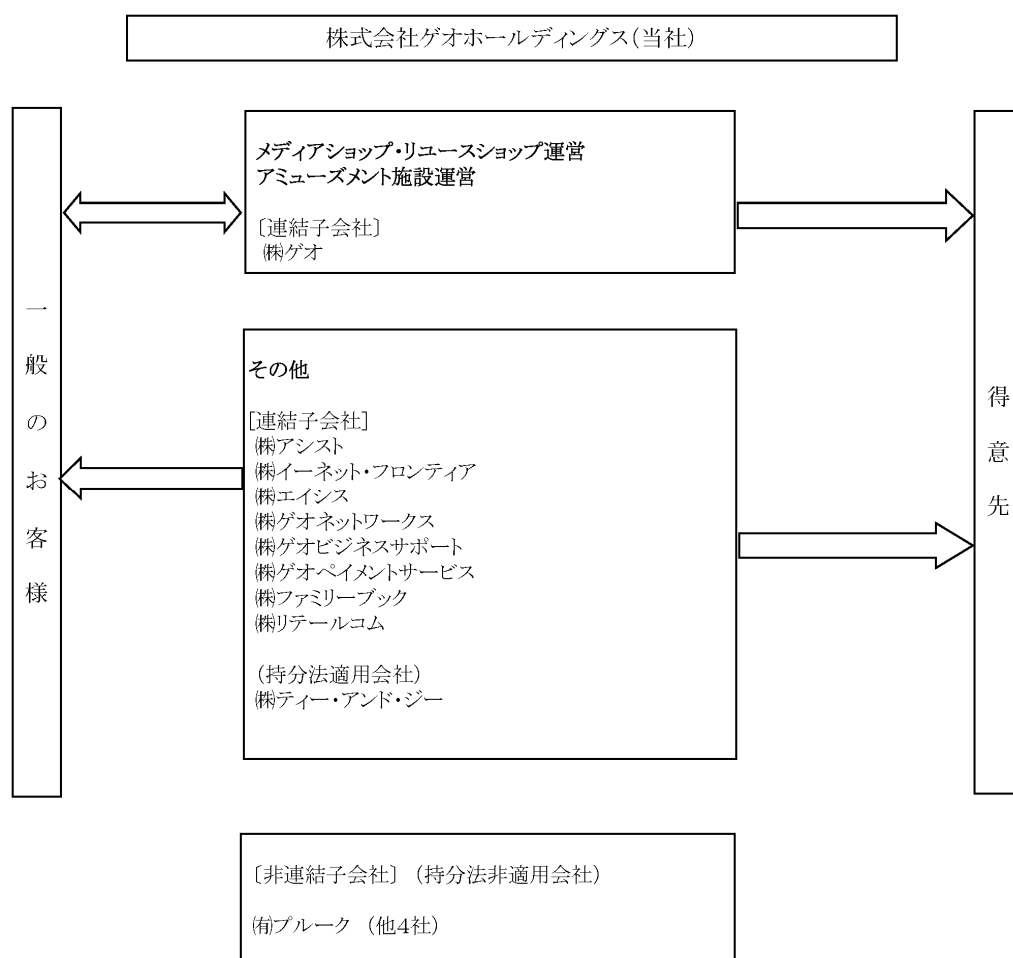
持分法適用会社

株式会社ティー・アンド・ジー

非連結子会社（持分法非適用会社）

有限会社ブルーク（他4社）

- （注） 1. 子会社でありました株式会社アムスは株式譲渡により、平成27年11月5日付で当社の連結子会社から除外しております。
2. 株式会社ゲオペイメントサービスは平成27年12月1日付で新設したため、連結の範囲に含めておりません。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
㈱ゲオ (注) 1.2	愛知県名古屋市中区	30	メディア・リユース ショップ・アミュー ズメント施設運営	100.0	役員兼任、債務保証、 資金貸与
㈱アシスト	愛知県名古屋市中区	10	その他	100.0	債務保証、資金貸与
㈱イーネット・フロンティア	東京都千代田区	10	その他	100.0	債務保証、資金貸与
㈱エイシス	東京都千代田区	30	その他	100.0	債務保証
㈱ゲオネットワークス	東京都豊島区	60	その他	100.0	役員兼任、債務保証
㈱ゲオビジネスサポート	愛知県春日井市	9	その他	100.0	
㈱ゲオペイメントサービス (注) 4	愛知県名古屋市中区	65	その他	100.0	役員兼任
㈱ファミリーブック	愛知県名古屋市中区	200	その他	100.0	役員兼任、資金の預り
㈱リテールコム	東京都豊島区	90	その他	100.0	役員兼任、債務保証
(持分法適用関連会社)					
㈱ティー・アンド・ジー	東京都新宿区	100	その他	44.4	

(注) 1 株式会社ゲオについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

株式会社ゲオ

主要な損益情報等	(1) 売上高	256,560百万円
	(2) 経常利益	15,327百万円
	(3) 当期純利益	8,639百万円
	(4) 純資産額	36,223百万円
	(5) 総資産額	81,322百万円

2 特定子会社に該当しております。

3 子会社でありました株式会社アムスは株式譲渡により、平成27年11月5日付で当社の連結子会社から除外しております。

4 株式会社ゲオペイメントサービスは平成27年12月1日付で新規設立により連結子会社といたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成28年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数（名）
メディア・リユースショップ運営部門	3,426(10,243)
アミューズメント施設運営部門	71(128)
その他	68(28)
グループ経営企画・管理部門	260(22)
合計	3,825(10,421)

(注) 従業員数は就業人員であり、() 内に臨時雇用者数（1日8時間換算）を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
260(22)	41.01	10.98	4,900,440

(注) 1 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

2 従業員数は就業人員であり、() 内に臨時雇用者数（1日8時間換算）を外数で記載しております。

3 提出会社の従業員はすべて、グループ経営企画・管理部門に所属しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておらず、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

業績の概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境を概観いたしますと、メディアショップにつきましては、海外市場で先行する動画配信の国内市場における活性化が予想され、加えてスマートフォンの台頭などによるお客様の時間消費選択肢の多様化に拍車がかかっていることで、パッケージソフト産業からネットワーク産業へと市場が移行しつつあります。

一方、リユースショップにつきましては、個人間売買やネット販売の活性化等で、市場が1兆5,000億円を超えており、今後もさらに拡大し続けることにより、「リユース」の認知度は益々高まり、成長が加速しております。

さらに、両業態に共通する商材としてモバイル商品を扱っており、総務省によるスマホ料金の適正化が促され、「格安スマホ」に注目が集まり、専門業態の育成をはじめとする取扱強化が有効に働き始めています。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を経営理念とし、環境の変化に合わせた取り組みを試行しながら、販売網及びシェアの拡大に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度末における当社グループの店舗・施設数の状況は以下のとおりとなりました。

() 内は、前連結会計年度末との増減数であります。

	直営店	代理店	F C店	合計
Geoグループ店舗施設数	1,417 (+47)	94 (+2)	126 (△2)	1,637 (+47)
メディア系	943 (△40)	94 (+2)	82 (△6)	1,119 (△44)
Geoモバイル	7 (+4)			7 (+4)
融合系	121 (+23)			121 (+23)
リユース系	343 (+64)		44 (+4)	387 (+68)
ウェアハウス	10 (0)			10 (0)

①売上高

売上高につきましては、前連結会計年度に比べ2,397百万円減少し、267,910百万円(前年同期比0.9%減)となりました。

②売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益

営業利益につきましては、粗利率が上昇し、更に節電施策や店舗オペレーションの効率化による販売管理費の削減を行った結果、前連結会計年度に比べ6,994百万円増加し、16,552百万円(前年同期比73.2%増)となりました。

③経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における経常利益につきましては、前連結会計年度に比べ7,793百万円増加し、17,824百万円(前年同期比77.7%増)となり、同じく親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度に比べ3,225百万円増加し、10,563百万円(前年同期比44.0%増)となりました。なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ5,472百万円増加し、39,386百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は19,807百万円(前年同期は17,424百万円の増加)となりました。

これは、レンタル用資産の取得による支出が9,320百万円ありましたが、税金等調整前当期純利益が16,491百万円と減価償却費が5,051百万円、レンタル用資産減価償却費が10,377百万円ありましたがが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は4,209百万円(前年同期は7,416百万円の減少)となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出が5,819百万円ありましたがが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は10,125百万円(前年同期は2,107百万円の増加)となりました。

これは、長期借入れによる収入が6,000百万円ありましたが、長期借入金の返済による支出が7,097百万円と自己株式の取得による支出が7,425百万円、配当金の支払額が1,678百万円ありましたがが主な要因であります。

2【販売の状況】

販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。

名 称		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (百万円)	前年同期比 (%)
メディアショップ リユースショップ	レンタル	78,481	94.2
	メディア系リユース	48,632	100.2
	リユース系リユース	36,614	113.2
	新品	77,156	97.0
	その他	2,672	112.5
	合計	243,558	99.0
その他		24,352	100.7
合 計		267,910	99.1

(注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境は変化が激しく、今後益々の競争激化が予想されます。

メディアショップにおいては、市場規模は縮小しているものの、寡占市場において占有率を高めて規模を維持することにより、いわゆる「残存者利益」を享受している状況にあります。HDDレコーダーやスマートフォンによる時間消費との競争関係を意識する必要があることに加え、海外からのVOD大手事業者の参入、民放各社による見逃し配信の本格展開など、有料・無料を問わずインターネットを通じた映像配信サービスが活性化しており、市場がパッケージソフト産業からネットワーク産業へと移行していることから、さらなる占有率の向上を図る必要があるため、店舗の価値を高めていくことが課題であると認識しております。

一方、リユースショップにおいては、リユース品を取り扱う店舗の増加やネット販売・個人間売買支援サイトの成長等により、リユース品の売買がしやすい環境が広がり、さらなる高い成長が期待される市場ではありますが、他企業の出店や異業種からの参入など、競争も激しさを増していることから、出店を加速し、他企業を凌駕する圧倒的リーディングカンパニーとしての地位を確保することが課題であると認識しております。

なお、商業態に共通する商材としてモバイル商品を扱っており、総務省から携帯電話の料金その他の提供条件の適正化が促されたことにより、「格安SIM」に注目が集まるとともに、格安SIMと相性が良い中古携帯市場も活性化しております。そのような状況の中、専門業態の育成をはじめとする取扱強化が有効に働き始めており、市場における占有率を高めてまいりました。しかしながら、他企業の参入も多く、競争も激しさを増していることから、成長を続けている市場において確固たる地位を確保するためには、さらなる規模の拡大が必要であり、品質の向上、サポート体制の充実などのリユース品への不安を払拭する取り組みや在庫の確保が課題であると認識しております。

これらの課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①事業ポートフォリオの転換（メディアからリユースへ）

リユース部門においては、FC店も含めまして、平成26年12月に400店舗、平成28年3月までの約15か月に100店舗追加出店し、500店舗出店を達成致しましたが、今後も市場全体の成長が期待されるリユース事業へ経営資源の配分ウェイトを高めていくことで出店を年間100店舗規模に加速し、平成30年3月末までに700店舗を目指して、さらなる規模の拡大と認知度の向上を図ってまいります。

また、既存店舗とは異なるコンセプトの店舗展開、プライベートブランドの拡大、海外展開等さらなる発展の礎を築いてまいります。

②メディアショップの集客力を活用した新規事業・商材の開拓とメディア事業の収益最大化の確保

メディア部門においては、直営を中心に全国に1,000店舗近く有するメディアショップの集客力を事業展開の核として、顧客志向からの新規事業・商材を開拓していくとともに、リアル店舗ならではの価値を再考し、リアル店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。併せて、成長市場であるモバイル商材の拡大を図るとともにサービスの充実に取り組んでまいります。

また、「本部」が「個店」を一括運営していく考え方に捉われず、「エリア」でよりきめ細かにお客様のニーズに応えていくことで、利益の最大化に取り組んでまいります。

③オムニチャネル・リテイリングの実現

オムニチャネル・リテイリングの実現に向けた足がかりとして、Geoとセカンドストリート公式アプリ、店舗とECでの併売、映像配信サービス「Geoチャンネル」、当社グループ独自のペイメントサービス「L u e c a（ルエカ）」、レビューSNSアプリ「クチコ」の導入などを進めてまいりました。

これらの基盤を活用し、リアル店舗とネット事業を融合するとともにさらなるサービスの充実を図ることで、当社グループならではのオムニチャネル・リテイリングの実現を進めてまいります。

④事業多角化による成長機会の創出

新たな柱となる事業領域を、既存ビジネスの延長上は勿論、M&A手法の活用等により積極的に模索獲得致します。

⑤人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、適切なコスト負担による人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成28年6月29日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 出店政策について

当社グループでは、メディアショップ及びリユースショップを主軸とする店舗展開を推進し、新規出店及び他社との業務提携などによるフランチャイズ出店を実施しております。出店政策として、当社グループによる新規出店に加えてM&A、店舗買収を行い、当社グループ店舗網の拡大を加速させていく計画であるため、出店の成否が当社グループの成長力に大きな影響を及ぼす可能性があります。

従いまして、今後、新規出店、M&A、店舗買収等の案件が継続的に成立するとは限らず、そのような場合には当社グループの成長力が鈍化する可能性があることや、例えば案件が成立した場合にも、一時的な費用の発生が見込まれることから経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) リユース品の仕入について

当社グループの店舗で取扱うリユース品の仕入については、そのほとんどを店舗における一般顧客からの「買取」という方法で行っております。また、社会の環境問題への認識が高まるにつれ、リユース分野への新規参入等により他社との競合状況も激化しております。従いまして、商品仕入（買取）の量と質の確保が業績に影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制等について

A. 大規模小売店舗立地法について

当社グループにおける現在の店舗のうち、一部大型店舗につきましては、「大規模小売店舗立地法」が対象とする小売の売場面積が1,000㎡以上（レンタル売場面積を除く）であるため、同法の規制を受けております。また、今後の出店政策におきましても、商品の複合化により、小売の売場面積が1,000㎡を超える大型店舗の出店計画があります。

大規模小売店舗立地法は、小売業が1,000㎡以上の新規店舗出店及び既存店舗の増床については、駐車需要の充足その他による周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項（駐車場の必要台数、位置、構造、駐輪場の確保、交通安全対策等）及び騒音の発生その他による周辺生活環境の悪化の防止の為に配慮すべき事項（騒音対策、廃棄物対策等）の対策を考慮する必要がある旨を定めております。

B. 古物営業法について

当社グループが行っているリユース品の買取及び販売事業は、「古物営業法」により規制を受け、監督官庁は店舗の所在地を管轄とする都道府県公安委員会であり、同法及び関連諸法令、条例による規制の要旨は以下のとおりであります。

①事業を開始する場合には、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を必要とする。

②中古DVD・CD・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等の買取を行う場合には、相手方の住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書の交付を受ける必要がある。また、取引年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所・氏名・職業・年齢等を帳簿に記載する必要がある。

C. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律について

当社グループが行っているアミューズメント施設のうちゲーム機を設置して営業する施設の運営については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び関連諸法令、条例による規制を受けております。その内容は、施設開設及び運営に関する許認可申請制度、営業時間の制限、入場者の年齢による制限、遊戯料金等の規制、施設地域の規制、施設の構造・内容・照明・騒音等に関する規制事項等であります。

D. 著作権法について

当社グループが行っているDVD・CDレンタル事業のうち、CD（著作権法ではレコードと呼称）レンタル業務は、「著作権法」の貸与権にかかわる規定の適用を受けております。その主旨は同法により定められた「貸レコード業者」として、商業用CDの貸与権を専有している著作権者（作詞家、作曲家等）及び著作隣接権者（レコード製作者、実演家等）に対して、その許諾を得て使用料を支払うことであり、同法の規定に則り、著作権料、貸出禁止期間等が定められております。なお、DVDレンタルについては、同法の頒布権にかかわる規定の適用を受けず。

また、当社グループは、DVDレンタルを行う店舗において成人向けDVD等の貸出を行っておりますが、当該業務は「愛知県青少年保護育成条例」及び各都道府県の同種の条例を遵守して行っております。具体的には、入会時には身分証明書の提示を受け、18歳未満の者に成人向けDVD等を貸出できないように会員証によってレジで判別可能なシステムにしております。さらに、成人向けDVD等のコーナーは店内でも他から区切られたスペースに位置し、かつ、「18歳未満入場禁止」と入り口に掲示しております。

E. 再販売価格維持制度について

当社グループが取扱う新品CD及び書籍は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条に規定する著作物として再販売価格の決定・維持について同法の適用除外を受けております。

これは我が国の文化の普及など文化水準維持を図っていく上で不可欠なものとして、同一価格で全国的に広範囲に普及される体制を維持するため例外的に定価販売が認められているものであります。

公正取引委員会は平成13年3月23日付の「著作物再販制度の取扱いについて」にて、「競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考え」るとしながらも、「なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある」と指摘し、「当面同制度を存置することが相当であると考え」るとしております。しかしながら、「公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注する」としており、同制度の廃止論議は今後も継続されるものと考えられ、そのような場合には、当社グループの経営成績に影響があると思われませんが、現在それを予測することは困難であります。

(4) 個人情報保護について

当社グループは、お客様に関する情報（個人情報）を数多く保有・管理しております。かかる個人情報を適正に保護すべく、社内規程や取扱いに関する基準（マニュアル等）の整備、情報システムのセキュリティ強化、従業員教育の実施等、現時点で考えうる対策を講じております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、個人情報が漏洩した場合は、損害賠償の発生や社会的信用の失墜による売上減少により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害発生について

広域な地震、暴風雨、洪水等の自然災害の発生により、長期間の店舗運営が出来ない場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 有利子負債依存度について

当社グループは、資金の多くを主に金融機関からの借入れにより調達してまいりましたため、総資産に対する有利子負債の比率が高い水準にあります。当社グループは、継続的に有利子負債の削減に向けた取組みを行っておりますが、金融情勢の変化等により市場金利が予想以上に上昇した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 会計上の見積りについて

当社グループは、財務諸表の作成にあたり会計上の見積りが必要な事項については、合理的な基準に基づき見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、金額の見直しや実際の結果と異なる場合があります。当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、保有する固定資産について減損会計を適用しております。今後、店舗等の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理がさらに必要になった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、課税所得の将来の見積額や一時差異等のスケジューリングの結果に基づき繰延税金資産を計上しております。今後、経営環境の悪化等により課税所得の見積りを減額された場合等には、繰延税金資産を取り崩す必要が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

資産除去債務

当社グループは、有形固定資産の除去に関して資産除去債務を計上しております。新たな法令や契約、市場変動等の外的環境の変化により、資産除去債務を積み増す必要が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金

当社グループは、貸付先に対する貸倒引当金について、貸付先の状況や担保価値に基づいて貸倒引当金を計上しておりますが、信用状況の変化、担保価値の下落その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 財政状態

(1) 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は74,015百万円となり、前連結会計年度末の68,659百万円と比べて5,355百万円増加しております。この主な要因は、現金及び預金が5,630百万円増加したためであります。

(2) 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は56,192百万円となり、前連結会計年度末の58,952百万円と比べて2,760百万円減少しております。この主な要因は、減価償却等により有形固定資産が1,032百万円、長期貸付金が4,432百万円、貸倒引当金が2,419百万円それぞれ減少したためであります。

(3) 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は37,731百万円となり、前連結会計年度末の35,068百万円と比べて2,663百万円増加しております。この主な要因は、長期借入金の期限到来による1年内返済予定の長期借入金が1,236百万円、未払法人税等が4,550百万円増加したこと、買掛金が909百万円、その他が2,459百万円減少したためであります。

(4) 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は27,514百万円となり、前連結会計年度末の29,329百万円と比べて1,815百万円減少しております。この主な要因は、長期借入金が2,333百万円減少したためであります。

(5) 純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は64,961百万円となり、前連結会計年度末の63,214百万円と比べて1,747百万円増加しております。この主な要因は、利益剰余金が2,544百万円増加したこと、自己株式の買付け7,425百万円及び消却9,404百万円を行ったことによりです。

2. 経営成績

(1) 売上高

売上高につきましては、前連結会計年度に比べ2,397百万円減少し、267,910百万円(前年同期比0.9%減)となりました。

(2) 売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益

営業利益につきましては、粗利率が上昇し、更に節電施策や店舗オペレーションの効率化による販売管理費の削減を行った結果、前連結会計年度に比べ6,994百万円増加し、16,552百万円(前年同期比73.2%増)となりました。

(3) 営業外損益、特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度における経常利益につきましては、前連結会計年度に比べ7,793百万円増加し、17,824百万円(前年同期比77.7%増)となり、同じく親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度に比べ3,225百万円増加し、10,563百万円(前年同期比44.0%増)となりました。なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

3. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ5,472百万円増加し、39,386百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は19,807百万円(前年同期は17,424百万円の増加)となりました。

これは、レンタル用資産の取得による支出が9,320百万円ありましたが、税金等調整前当期純利益が16,491百万円と減価償却費が5,051百万円、レンタル用資産減価償却費が10,377百万円ありましたがが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は4,209百万円(前年同期は7,416百万円の減少)となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出が5,819百万円ありましたがが主な要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は10,125百万円(前年同期は2,107百万円の増加)となりました。

これは、長期借入れによる収入が6,000百万円ありましたが、長期借入金の返済による支出が7,097百万円と自己株式の取得による支出が7,425百万円、配当金の支払額が1,678百万円ありましたがが主な要因であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）では、新規出店及び既存店におけるリニューアル工事などを中心に15,989百万円の設備投資を行いました（レンタル用資産を含む）。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成28年3月31日現在における当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	土地 金額 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (愛知県名古屋市中区)	事務所	30	- (-)	0	1,181	1,211	248
賃貸用不動産 (愛知県名古屋市他73件)	その他設備	1,103	2,483 (47,979.06)	-	0	3,588	-

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 金額 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
株式会社ゲオ	愛知県他46都道府県 (SS滝の水店他 1,743店舗)	店舗	7,840	758 (5,173.56)	1,495	5,108	15,456	3,393

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 帳簿価額「その他」は機械装置及び運搬具及び工具、器具及び備品であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定したものを提出会社を中心に調整を図り最終的な策定を行っております。

なお、今後の設備の新設、改修、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 新設

事業所名	所在地	設備の内容	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完成
メディアショップ・リユースショップ等	国内	店舗施設	2,773	-	自己資金及び借入金	平成28年4月	平成29年3月
アミューズメント施設	国内	店舗施設	8	-	自己資金及び借入金	平成28年4月	平成29年3月
商品物流施設他	国内	物流設備 システム設備	2,382	-	自己資金及び借入金	平成28年4月	平成29年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 改修

事業所名	所在地	設備の内容	予算金額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完成
メディアショップ・リユースショップ等	国内	店舗改修	1,485	-	自己資金及び借入金	平成28年4月	平成29年3月
アミューズメント施設等	国内	店舗改修	260	-	自己資金及び借入金	平成28年4月	平成29年3月

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数（株） (平成28年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,244,200	48,271,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	48,244,200	48,271,700	—	—

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日以降提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

取締役会の決議日（平成21年8月4日）		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	700個	700個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	70,000株	70,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月21日～平成51年8月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. ①新株予約権者は、当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、新株予約権者は、以下の(i)又は(ii)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(i) 新株予約権者が、平成51年7月20日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月21日から平成51年8月20日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までとする。

(ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合
当該承認日の翌日から15日間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）とする。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記④の契約に定めるところによる。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

1. 割り当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割り当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

（i）背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社取締役または執行役員を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

（ii）上記（i）のほか、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は平成25年5月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」を調整しております。

株主総会の特別決議日（平成22年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	120個	120個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株	12,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,048円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月1日～平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,048円 資本組入額 524円	同左
新株予約権の行使の条件	（注）1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

１．割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただし、この取得及び消却処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

(i) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員その他これに準ずる地位を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ii) 当社取締役会が、新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

２．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

３．当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

- ３．当社は平成25年５月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月１日付で普通株式１株につき、100株の株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

株主総会の特別決議日（平成25年６月25日）		
	事業年度末現在 (平成28年３月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年５月31日)
新株予約権の数	2,860個	2,585個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	286,000株	258,500株
新株予約権の行使時の払込金額	927円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年７月１日～平成31年６月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 927円 資本組入額 464円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) １	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) ２	同左

(注) １．①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- ２．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

1. 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただし、この取得及び消却処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

(i) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員その他これに準ずる地位を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ii) 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得することができる。この場合、当社はいつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は平成25年5月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

株主総会の特別決議日（平成27年6月25日）		
	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	3,065個	3,065個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	306,500株	306,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1,941円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月28日～平成33年8月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,941円 資本組入額 971円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

1. 割当てを受けた者が以下に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、割当てられた新株予約権の全てを当社が無償にて取得する。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。ただしこの取得及び消却処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

(i) 背任行為等、個人に帰すべき事由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員その他これに準ずる地位を解任され、当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

(ii) 当社取締役会が新株予約権の保有の継続を適当でないと認めた場合

2. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合、承認日の翌日から15日間が経過する日までに権利行使されなかった新株予約権は、15日間を経過した日の翌日に当社が無償にて取得することができる。この場合、当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

3. 当社は、いつでも当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができる。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 1	△41,364	543,828	—	8,603	—	2,211
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日	—	543,828	—	8,603	—	2,211
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注) 2	53,838,972	54,382,800	—	8,603	—	2,211
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注) 3	18,400	54,401,200	11	8,615	11	2,223
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注) 4	△6,157,000	48,244,200	255	8,871	255	2,479

(注) 1 平成23年12月27日開催の取締役会で決議された自己株式の消却により減少しております。

2 平成25年5月21日開催の取締役会で決議された株式分割(1:100)により、増加しております。

3 平成21年6月26日開催の株主総会で決議された新株予約権の権利行使により増加しております。

4 平成21年6月26日開催の株主総会で決議された新株予約権の権利行使により165,000株増加し、平成22年6月29日開催の株主総会で決議された新株予約権の権利行使により3,000株増加し、平成25年6月25日開催の株主総会で決議された新株予約権の権利行使により281,500株増加し、平成28年2月8日開催の取締役会で決議された自己株式の消却により6,606,500株減少しております。

5 平成28年4月1日から平成28年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が27,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ14百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	35	20	110	215	23	56,702	57,105	—
所有株式数(単元)	—	91,466	1,884	161,328	115,961	30	111,731	482,400	4,200
所有株式数の割合(%)	—	18.96	0.39	33.44	24.04	0.01	23.16	100.00	—

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社城蔵屋	岐阜県瑞浪市陶町水上311-202	9,485,800	19.66
株式会社藤田商店	東京都港区新橋1丁目10-6	3,960,000	8.20
常興薬品株式会社	岐阜県瑞浪市陶町水上311-202	1,782,900	3.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,327,600	2.75
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,291,100	2.67
遠藤 素子	岐阜県瑞浪市	948,200	1.96
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	781,500	1.61
みずほ信託銀行株式会社 退職 給付信託 みずほ銀行口 再信 託受託者 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ棟	671,200	1.39
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1 号	576,000	1.19
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	559,500	1.15
計	—	21,383,800	44.32

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務にかかわる株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 1,327,600株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,291,100株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 781,500株
 みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口
 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 671,200株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 559,500株

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 48,240,000	482,400	—
単元未満株式	普通株式 4,200	—	—
発行済株式総数	48,244,200	—	—
総株主の議決権	—	482,400	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

①会社法に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを平成21年8月4日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年8月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名（社外取締役除く） 当社執行役員3名（常務執行役員を含む）
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	135,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。（注）2
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．当社は平成25年5月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより「株式の数」を調整しております。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

②会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	81,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。（注）1、2
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. 当社は平成25年5月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより「株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」を調整しております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成25年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。
- 当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社関係会社取締役 6名 当社従業員 123名 当社関係会社従業員 493名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	598,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。(注) 1、2
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. 当社は平成25年5月21日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行うとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。これにより「株式の数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」を調整しております。
2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ④会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成27年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成27年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社関係会社取締役 6名 当社従業員 24名 当社関係会社従業員 301名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	310,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。(注)
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ⑤会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、平成28年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。
当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員 なお、人数等の詳細については定時株主総会以後の当社取締役会にて決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	90,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注)
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後6年を経過する日まで。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。 その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（100円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
取締役会（平成26年8月27日）での決議状況 （取得期間 平成26年9月3日～平成27年6月23日）	3,400,000	3,000
当事業年度前における取得自己株式	1,720,200	1,645
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,679,800	1,354
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	49.4	45.2
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	49.4	45.2

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
取締役会（平成27年11月2日）での決議状況 （取得期間 平成27年11月4日～平成28年1月31日）	4,600,100	7,590
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	4,500,000	7,425
残存決議株式の総数及び価額の総額	100,100	165
当事業年度の末日現在の未行使割合（％）	2.1	2.1
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合（％）	2.1	2.1

(注) 上記の取得自己株式は、平成27年11月2日開催の取締役会において決議された公開買付けによる取得であり、その概要は以下のとおりです。

公開買付期間：平成27年11月4日から平成27年12月2日まで

買付価格：普通株式1株につき金1,650円

取得株式総数：4,500,000株

取得価額の総額：7,425,000,000円

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	6,606,500	9,404	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重点課題の1つと認識し、安定的な経営基盤の確保と利益率の向上に努めるとともに、業績に応じた配当を行うことを基本方針としており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行っております。

これらの剰余金の配当決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

以上の基本方針に基づき、当期は中間配当金として1株当たり16円、期末配当金として17円の配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の連結配当性向は16.0%となっております。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

また、当社は連結配当規制適用会社であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月9日 取締役会決議	840	16
平成28年6月28日 定時株主総会決議	820	17

4 【株価の推移】

(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第24期	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高 (円)	108,000	124,500	129,300 □1,028	1,381	2,070
最低 (円)	72,200	85,200	82,200 □880	810	1,213

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(注) 2. □印は、株式分割(平成25年10月1日、1株→100株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高 (円)	1,950	2,052	2,070	1,906	1,949	2,056
最低 (円)	1,694	1,785	1,841	1,654	1,613	1,689

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性 8 名 女性 2 名 (役員のうち女性の比率20.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		遠藤結蔵	昭和53年 1 月21日生	平成12年11月 平成16年 6 月 平成23年11月 平成25年 4 月	株式会社 GEO (現当社) 入社 当社取締役社長室副室長 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長兼執行役員 (現任)	(注 3)	540,000
専務取締役		吉川恭史	昭和40年 9 月28日生	昭和63年 4 月 平成12年 6 月 平成19年 6 月 平成22年 1 月 平成25年 4 月 平成25年 4 月 平成25年11月 平成28年 6 月	株式会社 エー・ブイ・ステーション (現当社) 入社 当社取締役商品本部長 当社代表取締役社長 当社取締役 当社取締役兼執行役員 株式会社 GEO 代表取締役社長 (現任) 株式会社 ファミリーブック 代表取締役社長 (現任) 当社専務取締役兼執行役員 (現任)	(注 3)	57,000
取締役		今井則幸	昭和43年11月17日生	平成 2 年 8 月 平成16年 3 月 平成17年 4 月 平成23年11月 平成23年11月 平成28年 6 月	株式会社 GEOミルダ (現当社) 入社 株式会社 GEOグローバル (現当社) 代表取締役社長 株式会社 GEOエブリ (現当社) 代表取締役社長 当社執行役員 株式会社 GEO取締役 当社取締役兼執行役員 (現任)	(注 3)	300
取締役		久保幸司	昭和46年11月20日生	平成 7 年10月 平成22年 5 月 平成24年 1 月 平成25年 4 月 平成25年11月 平成28年 6 月	株式会社フォー・ユー (現株式会社 GEO) 入社 株式会社セカンドストリート (現株式会社 GEO) 代表取締役社長 株式会社 GEO取締役 当社執行役員 株式会社 GEO常務取締役 (現任) 当社取締役兼執行役員 (現任)	(注 3)	—
取締役		荻野恒久	昭和38年 4 月17日生	昭和63年 9 月 平成 6 年 3 月 平成 6 年 9 月 平成 9 年 8 月 平成12年 6 月 平成18年 6 月 平成23年10月	英和監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入所 マネジメント名古屋入社 公認会計士三宅会計事務所入所 荻野公認会計士事務所開設 (現任) 有限会社コンサルティングボックス代表取締役 (現任) 丸八証券株式会社社外監査役 (現任) 当社取締役 (現任)	(注 3)	500
取締役		安田加奈	昭和44年 4 月10日生	平成 5 年10月 平成 9 年 4 月 平成12年 3 月 平成16年 3 月 平成21年 9 月 平成22年 5 月 平成28年 6 月	センチュリー監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 入所 公認会計士登録 安田会計事務所設立 同所所長 (現任) 税理士登録 シンボ株式会社社外監査役 (現任) スギホールディングス株式会社社外監査役 (現任) 当社取締役 (現任)	(注 3)	1,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		笹野和雄	昭和23年3月21日生	昭和46年4月 昭和62年4月 平成8年7月 平成9年6月 平成20年6月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 同行東京資金部次長 株式会社ゲオ（現当社）出向財務部長 当社常務取締役財務部長 当社常勤監査役（現任）	（注4）	40,000
監査役		春馬葉子	昭和49年11月19日生	平成13年10月 平成15年11月 平成18年10月 平成19年6月 平成21年6月 平成26年8月 平成27年7月	弁護士登録（弁護士登録名 野口葉子）、鳥飼総合法律事務所入所 石原総合法律事務所入所 春馬・野口法律事務所開設（現任） 当社監査役（現任） ジャパンマテリアル株式会社社外監査役（現任） 株式会社老番屋社外取締役（現任） 株式会社ナ・デックス社外取締役（現任）	（注5）	—
監査役		小宮山太	昭和34年7月11日生	昭和59年10月 平成元年4月 平成3年7月 平成6年2月 平成12年4月 平成14年4月 平成14年9月 平成23年10月 平成25年6月	会計士補登録、アーサーヤング（現アーンスト・アンド・ヤング）公認会計士共同事務所入所 公認会計士登録 小宮山公認会計士事務所開設 税理士登録 中小企業診断士登録 ホーワス・ジャパン株式会社（現株式会社みなとトラスト）取締役（現任） 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所開設（現任） 当社取締役 当社監査役（現任）	（注6）	—
監査役		服部真也	昭和55年12月19日生	平成19年9月 平成19年10月 平成25年7月 平成28年6月	弁護士登録 セントラル法律事務所入所 同事務所パートナー弁護士（現任） 当社監査役（現任）	（注4）	—
計							638,800

- （注） 1. 取締役荻野恒久及び安田加奈の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役春馬葉子及び服部真也の両氏は社外監査役であります。
3. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結のときから1年間
4. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結のときから4年間
5. 平成27年6月25日開催の定時株主総会の終結のときから4年間
6. 平成25年6月25日開催の定時株主総会の終結のときから4年間
7. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
田村正治	昭和26年12月24日生	昭和50年4月 平成11年5月 平成21年2月 平成21年4月 平成24年6月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 同行静岡支店支店長 みずほ信用保証株式会社顧問 同社専務取締役 当社監査役	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化をはかるために、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、現行の取締役・監査役体制を更に強化し、経営内容の透明性の向上、法令遵守の徹底をはかることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていく所存であります。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しております。

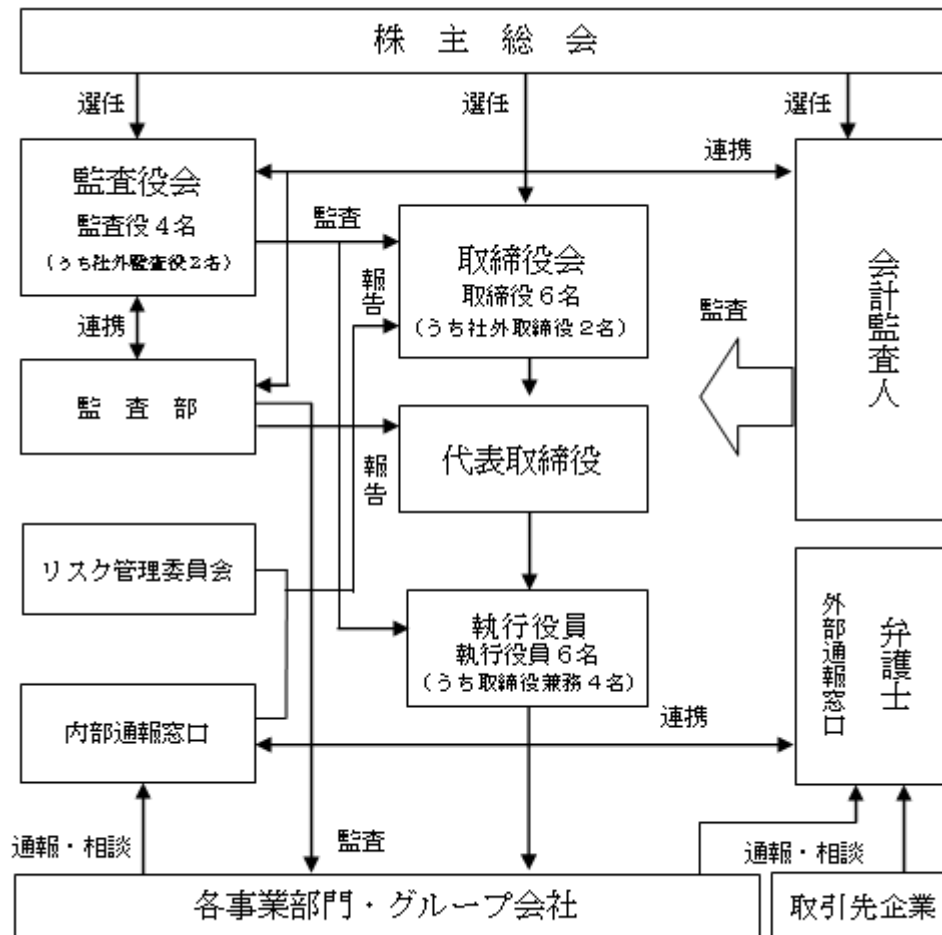
当社取締役会は、法令、定款に定められた事項、経営に関する事項を決定し、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。

当社の取締役は6名、内2名が社外取締役、監査役は4名、内2名が社外監査役であります。

また、取締役会が決定した経営方針に基づき、経営効率の向上及び業務執行機能の強化を図る為、執行役員制度を導入しております。企業経営における業務執行機能と業務監督機能を分離し、取締役と執行役員の機能及び責任を明確にすることにより、ガバナンス機能を強化しております。

当社は、グループ会社ごとに事業を展開する体制をとっており、各事業会社とそれらを管理・指導するグループマネジメント部門を分離した体制をとることで、事業部門とグループマネジメント部門の位置付けを明確にし、統制の取れたグループ組織体制とすることにより、ガバナンスの強化を図ることができると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は、次のとおりであります。



ロ、当該体制を採用する理由

当社は、現在社外取締役を2名選任しております。社外取締役に期待される役割としては、外部的視点から業務執行に対する監督機能等を想定しております。当社は、一定の独立性を有する社外の有識者を社外取締役として選任し、業務執行を公正かつ適正に監督する体制をとっております。

現在、当社の監査役は4名で構成されており、うち社内監査役2名、社外監査役2名であります。各監査役は、常勤監査役（社内監査役）が中心となり、取締役会に出席し、客観的立場から取締役の職務執行を監視できる体制となっております。

外部的な視点からの社外役員によるチェックという観点から、社外取締役及び社外監査役がその役割を全うすることにより、経営監視体制として十分に監督機能を果たすことが可能であるため、現状の体制を採用しております。

ハ、その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、総合企画部担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底をはかっております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定しております。

また、危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備しております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

- i) 子会社の統括管理を経営戦略部が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
- ii) 子会社（非連結子会社を除く）の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
- iii) 子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
- iv) 当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営戦略部より月1回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。
- v) 子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。
- vi) 海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。

ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

ホ、取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を執行または監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、監査担当員（9名）において、当社及びグループ会社における内部統制が適切に整備され、かつ有効に運用されていることの確認を行うため、業務監査を実施しております。監査は年度計画に基づき実施する定期監査と臨時監査があり、監査結果は、社長、監査役会、各部責任者に随時報告しております。

監査役監査につきましては、有価証券報告書提出日（平成28年6月29日）現在、常勤1名を含む4名の監査役（内2名は社外監査役）により実施しております。常勤監査役及び社外監査役は、取締役会をはじめとして重要な会議に出席するとともに、各事業所に対する業務監査及び子会社監査を実施し、その結果を監査役会及び社長に報告しております。また常勤監査役は、職務上知り得た情報について、必要に応じて社外監査役と共有するよう務めており、そして、監査役会及び監査部は会計監査人との会合を適宜実施するなど相互に連携した監査体制を堅持し、必要に応じて随時情報及び意見の交換を行っております。

なお、常勤監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び平成9年6月から平成20年6月まで当社取締役財務部長を務めてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

そのほかに、内部通報制度を導入しております。従業員は、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいた場合、内部通報制度規程に従い、直接担当窓口に通報できる体制を整えております。

更に、外部通報制度を導入し、内部通報を通じた自浄機能の促進の観点から、秘匿性、専門性及び客観性を高めるため、新たに弁護士の特任家を窓口とする通報経路を設置し、内部通報窓口とは別に内部通報者の保護と内部通報者及び取引先企業との問題解決の適切性を担保いたします。

③ 会計監査の状況

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結のうえ正しい経営情報を提供し、公正普遍的な立場から監査が実施される環境を整備しております。また、監査部及び監査役、会計監査人は、必要に応じて随時情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 安藤 武	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 城 卓男	有限責任監査法人トーマツ

※ 監査補助者の構成につきましては、公認会計士4名、会計士試験合格者等4名、その他15名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名ですが、当社と社外取締役及び社外監査役の間には、人的関係、資金的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員の状況」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

当社の社外取締役及び社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識及び幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督又は監査、及び助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はありません。

社外監査役の選任状況に関する考え方については、当社監査役監査基準における監査役候補者の選定基準の定めに従って選定しております。この中で、社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、会社との関係、代表取締役その他の取締役や主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題のないことを確認するとともに、取締役会及び監査役会等への出席可能性等を検討するものとしております。

社外取締役及び社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。取締役会においては、会計監査報告、監査役会監査報告はもとより、監査部から適宜内部監査について報告が行われているほか、内部統制の状況等についても適宜報告が行われております。

社外取締役荻野恒久氏は、公認会計士であり、荻野公認会計士事務所を開設しておりますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。同氏は有限会社コンサルティングボックスの代表取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。同氏は丸八証券株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役安田加奈氏は、公認会計士及び税理士であり、安田会計事務所を開設しておりますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。同氏はシンボ株式会社社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。同氏はスギホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役春馬葉子氏は、弁護士であり、春馬・野口法律事務所を開設しておりますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。同氏はジャパンマテリアル株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。同氏は株式会社壺番屋の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。同氏は株式会社ナ・デックスの社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役服部真也氏は、弁護士であり、セントラル法律事務所に入所しておりますが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

⑤ 会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの実施状況

当社は、リスクについて適切に対応できる体制の整備に努め、法律・税務問題などにつき、顧問弁護士と随時相談し、アドバイスを受けております。

また、監査部が当社及び関係会社の内部監査を実施し、業務の適正な運営が行われているかを監査し、不正の防止と健全性の維持に努めております。

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、公正な経営を実現する為、企業倫理規程において「行動基準」を制定し、全役員、従業員に法令遵守・企業倫理の徹底をはかっております。不当な要求があった場合は、社内に設けた対応担当部署に情報を集約し、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して速やかに適切な対応を行います。

⑥ 役員報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	61	61	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	19	19	—	2
社外役員	26	26	—	6

・役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等は、基本報酬とストック・オプションで構成されております。基本報酬並びに報酬額の水準につきましては、経営内容、同業他社及び同規模の企業と比較の上、当社の業績に見合った水準を設定し、業績等に対する各取締役の貢献度に基づいた報酬としており、取締役会において決定しております。ストック・オプションは、1事業年度の報酬枠の範囲内で株式型報酬ストック・オプションとして割当を行い、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として平成21年6月26日開催の定時株主総会においてご承認いただき、導入しております。

監査役及び社外監査役の報酬等は、常勤・非常勤の別、監査業務内容等を考慮し、監査役会において、各監査役が受ける報酬等の額を定めております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款で定めております。

⑨ 自己株式取得の決定機関

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議による自己株式取得を可能とする旨を定款に定めております。

⑩ 剰余金の配当（中間配当金）等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）を、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によりすることができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の配当（中間配当金）等を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 14銘柄

貸借対照表計上額の合計額 606百万円

ロ、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
セガサミーホールディングス株式会社	213,840	375	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社文教堂グループホールディングス	280,000	75	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	88,970	66	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社三洋堂ホールディングス	60,000	61	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社ベスト電器	422,500	60	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社十六銀行	70,000	30	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社エスポア	70,000	30	円滑な取引関係の維持、発展
日本マクドナルドホールディングス株式会社	10,000	26	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社りそなホールディングス	42,856	25	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社愛知銀行	2,300	14	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社アークコア	50,000	14	円滑な取引関係の維持、発展
コナミ株式会社	1,200	2	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社高島屋	857	1	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,210	0	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社島忠	34	0	円滑な取引関係の維持、発展

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
セガサミーホールディングス株式会社	213,840	262	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社文教堂グループホールディングス	280,000	89	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社三洋堂ホールディングス	60,000	62	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社ベスト電器	422,500	49	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	88,000	45	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社十六銀行	70,000	23	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社エスポア	70,000	21	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社りそなホールディングス	42,856	17	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社愛知銀行	2,300	10	円滑な取引関係の維持、発展
コナミ株式会社	1,200	3	円滑な取引関係の維持、発展
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,210	0	円滑な取引関係の維持、発展

みなし保有株式
該当事項はありません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

ニ、投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

ホ、投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	42	0	40	-
連結子会社	16	-	15	-
計	58	0	55	-

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社である株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社である株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、経理部門の社員研修の講師業務であります。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,052	37,683
受取手形及び売掛金	4,077	4,100
商品	23,834	24,894
繰延税金資産	1,806	2,156
その他	7,181	5,462
貸倒引当金	△292	△281
流動資産合計	68,659	74,015
固定資産		
有形固定資産		
レンタル用資産	104,514	100,974
減価償却累計額	△97,475	△95,154
レンタル用資産（純額）	7,038	5,820
建物及び構築物	39,984	40,872
減価償却累計額	△26,362	△27,470
建物及び構築物（純額）	※3 13,622	※3 13,402
土地	6,356	5,844
リース資産	3,519	2,176
減価償却累計額	△1,764	△681
リース資産（純額）	1,754	1,495
その他	20,562	24,838
減価償却累計額	△15,292	△18,391
その他（純額）	5,270	6,447
有形固定資産合計	34,043	33,010
無形固定資産	1,277	1,865
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 1,002	※2 926
長期貸付金	6,682	2,250
敷金及び保証金	14,735	14,905
繰延税金資産	3,774	3,342
その他	1,188	1,222
貸倒引当金	△3,751	△1,332
投資その他の資産合計	23,632	21,315
固定資産合計	58,952	56,192
資産合計	127,612	130,207

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,540	12,631
1年内返済予定の長期借入金	※1 7,097	8,333
1年内償還予定の社債	149	149
未払法人税等	265	4,815
賞与引当金	1,420	1,665
その他	12,595	10,135
流動負債合計	35,068	37,731
固定負債		
社債	254	105
長期借入金	21,843	19,509
リース債務	1,660	1,612
繰延税金負債	22	23
資産除去債務	3,994	4,406
その他	1,554	1,857
固定負債合計	29,329	27,514
負債合計	64,398	65,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,615	8,871
資本剰余金	6,090	3,283
利益剰余金	49,998	52,542
自己株式	△1,979	-
株主資本合計	62,724	64,697
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	282	166
繰延ヘッジ損益	-	△15
その他の包括利益累計額合計	282	150
新株予約権	206	113
純資産合計	63,214	64,961
負債純資産合計	127,612	130,207

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	270,308	267,910
売上原価	157,825	151,798
売上総利益	112,483	116,112
販売費及び一般管理費	※1 102,925	※1 99,559
営業利益	9,558	16,552
営業外収益		
受取利息及び配当金	114	49
不動産賃貸料	1,167	1,268
その他	1,062	1,043
営業外収益合計	2,343	2,361
営業外費用		
支払利息	231	230
不動産賃貸費用	609	759
貸倒引当金繰入額	227	-
その他	803	100
営業外費用合計	1,871	1,089
経常利益	10,030	17,824
特別損失		
減損損失	※2 1,543	※2 1,319
その他	-	13
特別損失合計	1,543	1,333
税金等調整前当期純利益	8,486	16,491
法人税、住民税及び事業税	2,074	5,779
法人税等調整額	△925	147
法人税等合計	1,149	5,927
当期純利益	7,337	10,563
親会社株主に帰属する当期純利益	7,337	10,563

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	7,337	10,563
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△15	△116
繰延ヘッジ損益	-	△15
その他の包括利益合計	※ △15	※ △131
包括利益	7,322	10,431
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	7,322	10,431

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,603	6,078	44,381	△334	58,729
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11			23
剰余金の配当			△1,720		△1,720
親会社株主に帰属する当期純利益			7,337		7,337
自己株式の取得				△1,645	△1,645
自己株式の消却					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	11	11	5,617	△1,645	3,995
当期末残高	8,615	6,090	49,998	△1,979	62,724

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	297	—	297	172	—	59,199
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						23
剰余金の配当						△1,720
親会社株主に帰属する当期純利益						7,337
自己株式の取得						△1,645
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△15		△15	33	—	18
当期変動額合計	△15	—	△15	33	—	4,014
当期末残高	282	—	282	206	—	63,214

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,615	6,090	49,998	△1,979	62,724
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	255	255			511
剰余金の配当			△1,677		△1,677
親会社株主に帰属する当期純利益			10,563		10,563
自己株式の取得				△7,425	△7,425
自己株式の消却		△3,062	△6,341	9,404	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	255	△2,806	2,544	1,979	1,972
当期末残高	8,871	3,283	52,542	－	64,697

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	282	－	282	206	－	63,214
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						511
剰余金の配当						△1,677
親会社株主に帰属する当期純利益						10,563
自己株式の取得						△7,425
自己株式の消却						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△116	△15	△131	△93	－	△225
当期変動額合計	△116	△15	△131	△93	－	1,747
当期末残高	166	△15	150	113	－	64,961

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,486	16,491
減価償却費	5,105	5,051
レンタル用資産減価償却費	13,554	10,377
減損損失	1,543	1,319
のれん償却額	884	37
受取利息及び受取配当金	△114	△49
支払利息	231	230
売上債権の増減額 (△は増加)	△108	△108
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△117	△899
レンタル用資産の取得による支出	△12,267	△9,320
仕入債務の増減額 (△は減少)	430	△874
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	705	1,119
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,655	△1,607
その他	△291	△660
小計	20,698	21,105
利息及び配当金の受取額	101	39
利息の支払額	△231	△229
法人税等の支払額	△3,144	△1,107
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,424	19,807
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,374	△5,819
無形固定資産の取得による支出	△514	△1,054
貸付金の回収による収入	469	2,801
その他	3	△137
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,416	△4,209
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	12,310	9,000
短期借入金の返済による支出	△12,310	△9,000
長期借入れによる収入	15,400	6,000
長期借入金の返済による支出	△9,124	△7,097
自己株式の取得による支出	△1,645	△7,425
配当金の支払額	△1,719	△1,678
その他	△804	75
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,107	△10,125
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,114	5,472
現金及び現金同等物の期首残高	21,799	33,914
現金及び現金同等物の期末残高	※ 33,914	※ 39,386

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社アムスについては、平成27年11月5日付で全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

また、株式会社ジオペイメントサービスについては、当連結会計年度において新たに設立をしたため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

有限会社ブルーク

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

会社の名称

株式会社ティー・アンド・ジー

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

主要な会社等の名称

有限会社ブルーク

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ファミリーブックの決算日は9月末日、株式会社アシストの決算日は2月末日であります。

連結財務諸表の作成にあたって、株式会社ファミリーブックについては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。株式会社アシストについては連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

(イ) リユース事業の商品

単品管理商品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、その他の商品については月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 書籍

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) その他の商品

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

(イ) レンタル用資産

レンタルDVDについては、経済的使用価値を勘案し、DVD（レンタル事業に供したもの）の償却残高（帳簿価額）の総額に対して、会社独自の償却率（耐用年数24ヶ月）による定率法によって月次で償却しております。また、レンタルCDについては、購入時に一括償却する方法によっております。

(ロ) 上記以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

(イ) 自社利用のソフトウェア

自社における見込利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

(ロ) 上記以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ハ ヘッジ方針

主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象については、個別取引ごとヘッジ効果を検証しております。

ただし、金利スワップで特例処理の要件を満たしているものは、有効性の評価を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少なもののについては発生時に一括償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払法人税等」は、負債及び純資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「未払法人税等」は265百万円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「無形固定資産の取得による支出」及び「貸付金の回収による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「社債の償還による支出」及び「ファイナンス・リース債務の返済による支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△41百万円は、「無形固定資産の取得による支出」△514百万円、「貸付金の回収による収入」469百万円及び「その他」3百万円に、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「社債の償還による支出」に表示していた△249百万円及び「ファイナンス・リース債務の返済による支出」に表示していた△570百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券	65百万円	一百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	50百万円	一百万円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	156百万円	280百万円

※3 圧縮記帳額

国庫補助金により有形固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	127百万円	127百万円
(うち、建物及び構築物)	127	127

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料及び手当	39,877百万円	39,201百万円
地代家賃	20,044	20,048
減価償却費	4,230	4,234

※2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
石川県白山市他237件	店舗	建物及び構築物等	1,343
東京都豊島区他1件	共用資産	ソフトウェア	135
宮城県黒川郡大和町他3件	賃貸用資産	建物及び構築物等	39
千葉県市川市他	遊休資産	建物及び構築物等	25
合計			1,543

資産のグルーピングは、主として店舗単位とし、共用資産、賃貸用資産及び遊休資産については個別の物件毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,343百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物1,142百万円、土地163百万円、その他37百万円であります。

また、今後使用が見込まれない共用資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（135百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、ソフトウェア135百万円であります。

また、賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（39百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物20百万円、土地18百万円であります。

また、今後使用が見込まれない遊休資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（25百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物21百万円、その他4百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.4～5.6%で割り引いて算定し、正味売却価額は、売却が決定しているものについては相対取引の引合価額に基づき算定しており、遊休資産については処分見込価額により算定しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
埼玉県さいたま市岩槻区他110件	店舗	建物及び構築物等	1,314
香川県高松市	賃貸用資産	建物及び構築物	0
秋田県由利本荘市	遊休資産	建物及び構築物	4
合計			1,319

資産のグルーピングは、主として店舗単位とし、共用資産、賃貸用資産及び遊休資産については各物件毎にグルーピングしております。

営業活動による損益が継続してマイナスとなる店舗、及び閉店、売却する事が決定した店舗については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,314百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物1,177百万円、土地73百万円、その他63百万円であります。

また、賃貸損益が継続してマイナスとなる賃貸用資産、及び閉店、売却する事が決定した賃貸用資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（0百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物0百万円であります。

また、今後使用が見込まれない遊休資産については当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物4百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値と正味売却価額とのいずれか高い価額により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローを4.4～5.8%で割り引いて算定し、正味売却価額は、公示価格等に基づいて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△54百万円	△148百万円
組替調整額	-	△26
税効果調整前	△54	△174
税効果額	39	58
その他有価証券評価差額金	△15	△116
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	-	△22
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	△22
税効果額	-	6
繰延ヘッジ損益	-	△15
その他の包括利益合計	△15	△131

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	54,382,800	18,400	—	54,401,200
合計	54,382,800	18,400	—	54,401,200
自己株式				
普通株式 (注) 2	386,300	1,720,200	—	2,106,500
合計	386,300	1,720,200	—	2,106,500

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加18,400株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,720,200株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	206
合計		—	—	—	—	—	206

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	863	16	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月27日
平成26年11月 7 日 取締役会	普通株式	856	16	平成26年 9 月30日	平成26年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	836	利益剰余金	16	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月26日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1・2	54,401,200	449,500	6,606,500	48,244,200
合計	54,401,200	449,500	6,606,500	48,244,200
自己株式				
普通株式（注）3・4	2,106,500	4,500,000	6,606,500	—
合計	2,106,500	4,500,000	6,606,500	—

- （注）1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加449,500株は、ストック・オプションの行使によるものであります。
2. 普通株式の発行済株式の株式数の減少6,606,500株は、自己株式の消却によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,500,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,606,500株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	113
合計		—	—	—	—	—	113

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	836	16	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	840	16	平成27年9月30日	平成27年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	820	利益剰余金	17	平成28年3月31日	平成28年6月29日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
現金及び預金勘定	32,052百万円	37,683百万円
流動資産その他（預け金）	1,861	1,703
現金及び現金同等物	33,914	39,386

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

営業用車両、コンピューターシステム、什器備品等であります。

②無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3月31日)
1 年内	3,419	3,082
1 年超	10,036	11,284
合計	13,456	14,366

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、また、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが数ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後19年1ヶ月後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び長期貸付金、敷金及び保証金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社においても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	32,052	32,052	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,077	4,077	—
(3) 投資有価証券	786	786	—
(4) 長期貸付金	6,682		
貸倒引当金 ※	△2,951		
	3,730	3,798	67
(5) 敷金及び保証金	14,735		
貸倒引当金 ※	△91		
	14,644	13,705	△938
資産計	55,291	54,420	△870
(1) 買掛金	13,540	13,540	—
(2) 未払法人税等	265	265	—
(3) 長期借入金			
1年内返済予定の長期借入金	7,097		
長期借入金	21,843		
長期借入金合計	28,940	28,878	△62
(4) 社債			
1年内返済予定の社債	149		
社債	254		
社債合計	403	402	△0
(5) リース債務			
リース債務（流動負債）	280		
リース債務（固定負債）	1,660		
リース債務合計	1,940	2,586	645
負債計	45,088	45,671	582
デリバティブ取引	—	—	—

※ 長期貸付金、敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,683	37,683	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,100	4,100	—
(3) 投資有価証券	587	587	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 ※1	2,250 △514		
	1,736	1,962	225
(5) 敷金及び保証金 貸倒引当金 ※1	14,905 △91		
	14,814	14,686	△127
資産計	58,921	59,019	98
(1) 買掛金	12,631	12,631	—
(2) 未払法人税等	4,815	4,815	—
(3) 長期借入金 1年内返済予定の長期借入金 長期借入金 長期借入金合計	8,333 19,509 27,843		
		27,879	36
(4) 社債 1年内返済予定の社債 社債 社債合計	149 105 254		
		253	△0
(5) リース債務 リース債務（流動負債） リース債務（固定負債） リース債務合計	107 1,612 1,720		
		2,439	719
負債計	47,265	48,020	755
デリバティブ取引 ※2	(22)	(22)	—

※1 長期貸付金、敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には()で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金、(5) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金について金利スワップの特例処理を行っているものは、当該金利スワップを一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、リース債務（流動負債）は流動負債の「その他」に含まれております。

(4) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
非上場株式	216	338

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	29,610	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,073	4	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	—	—	—	—
(2) その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	5,762	573	346
合計	33,683	5,766	573	346

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
現金及び預金	35,119	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,100	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券 (社債)	—	—	—	—
(2) その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	1,415	509	325
合計	39,220	1,415	509	325

敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

4. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	7,097	8,333	6,072	5,121	2,066	250
社債	149	149	49	56	—	—
リース債務	280	111	96	100	104	1,246
合計	7,526	8,594	6,218	5,277	2,170	1,496

当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	8,333	6,072	5,539	3,566	1,625	2,706
社債	149	49	56	—	—	—
リース債務	107	98	102	107	111	1,192
合計	8,590	6,220	5,698	3,673	1,736	3,899

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	741	338	402
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	741	338	402
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	44	51	△6
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	44	51	△6
合計		786	390	395

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 60百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	505	257	247
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	505	257	247
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	81	108	△26
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	81	108	△26
合計		587	366	220

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額58百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	64	44	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	64	44	—

当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	77	26	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	77	26	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当ありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金	500	500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支 払	長期借入金	500	500	(注) 1
原則的処理方法	金利スワップ取引 固定受取・固定支 払 (注) 2	長期借入金	1,900	1,900	△ ²² (注) 3

(注) 1. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 支払利息は固定ですが、金利決定時までの基準金利の変動リスクを回避したものです。

3. 時価の算定は取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）348百万円、当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）350百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
一般管理費の株式報酬費	41	35

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権戻入益	2	40

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成21年株式報酬型 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社執行役員 3名	当社執行役員 6名 当社従業員 124名 当社子会社の取締役 5名 当社子会社の従業員 12名	当社取締役 2名 当社従業員 13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 135,000株	普通株式 396,500株	普通株式 81,000株
付与日	平成21年8月20日	平成21年9月11日	平成22年9月13日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	平成21年9月11日 ～平成23年6月30日	平成22年9月13日 ～平成24年6月30日
権利行使期間	平成21年8月21日 ～平成51年8月20日	平成23年7月1日 ～平成27年6月30日	平成24年7月1日 ～平成28年6月30日

	平成25年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社関係会社取締役 6名 当社従業員 123名 当社関係会社従業員 493名	当社関係会社取締役 6名 当社従業員 24名 当社関係会社従業員 301名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 598,000株	普通株式 310,000株
付与日	平成25年9月13日	平成27年9月14日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 平成25年9月13日 至 平成27年6月30日	自 平成27年9月14日 至 平成29年8月27日
権利行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成31年6月30日	自 平成29年8月28日 至 平成33年8月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成25年10月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成21年 株式報酬型 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	581,500	—
付与	—	—	—	—	310,000
失効	—	—	—	—	3,500
権利確定	—	—	—	581,500	—
未確定残	—	—	—	—	306,500
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	70,000	290,600	15,000	—	—
権利確定	—	—	—	581,500	—
権利行使	—	165,000	3,000	281,500	—
失効	—	125,600	—	14,000	—
未行使残	70,000	—	12,000	286,000	—

(注) 平成25年10月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成21年 株式報酬型 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション	平成25年 ストック・ オプション	平成27年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	965	1,048	927	1,941
行使時平均株価 (円)	—	1,374	1,713	1,851	—
付与日における公正な評価単価 (円)	678.81	306.12	271.08	131.36	276.00

(注) 平成25年10月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値および見積方法

	平成27年 ストック・オプション
株価変動性(注) 1	25.00%
予想残存期間(注) 2	3.96年
予想配当(注) 3	32円/株
無リスク利率(注) 4	0.037%

(注) 1. 平成23年10月1日から平成27年9月14日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成27年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	946百万円	1,260百万円
貸倒引当金	1,711	890
減価償却費	2,437	1,919
減損損失	2,466	2,432
投資有価証券評価損	809	736
資産除去債務	1,429	1,508
商品評価損	577	408
賞与引当金	556	568
その他	1,527	1,727
繰延税金資産小計	12,463	11,450
評価性引当額	△6,454	△5,614
繰延税金資産合計	6,008	5,835
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△305	△269
その他	△145	△91
繰延税金負債合計	△451	△360
繰延税金資産の純額	5,557	5,475

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,806百万円	2,156百万円
固定資産－繰延税金資産	3,774	3,342
固定負債－繰延税金負債	△22	△23

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3 月31日)
法定実効税率	35.3%	32.8%
(調整)		
住民税均等割額	5.3	2.8
のれんの償却	3.6	0.1
評価性引当額の増減	△34.1	△2.4
連結子会社との税率差異	0.4	3.4
関係会社株式売却損の連結修正	—	△0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.6	0.8
その他	△0.6	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.5	35.9

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は130百万円減少し、法人税等調整額が133百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、店舗及び事務所等について賃貸借契約に基づき原状回復義務を負っており、当該契約における賃貸借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数に応じて2年～39年と見積もり、割引率0.0%～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	3,933百万円	4,110百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	312	411
連結子会社売却による減少額	-	△2
時の経過による調整額	47	44
資産除去債務の履行による減少額	△182	△123
その他減少額	-	△5
期末残高	4,110	4,435

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸用の商業施設（土地を含む）を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は557百万円（賃貸収益1,167百万円は営業外収益に、主な賃貸費用609百万円は営業外費用に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は509百万円（賃貸収益1,268百万円は営業外収益に、主な賃貸費用759百万円は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	7,168	7,430
期中増減額	261	△538
期末残高	7,430	6,891
期末時価	8,433	7,632

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産保有目的の変更等による固定資産の増加額が410百万円、主な減少額は減価償却費であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産保有目的の変更等による固定資産の増加額が33百万円、不動産売却による減少額430百万円であります。
3. 期末の時価は、主な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、小売サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、小売サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、小売サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、小売サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社グループは、小売サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

開示すべき関連当事者との取引はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	㈱城蔵屋	岐阜県瑞浪市	30	有価証券の保有及び運用	(被所有) 直接19.6	主要株主	自己株式の取得(注)	7,425	—	—

(注) 株式会社城蔵屋保有の当社株式4,500,000株を、公開買付により1株1,650円で取得したものです。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,204円85銭	1,344円16銭
1株当たり当期純利益金額	137円99銭	205円78銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	137円68銭	204円62銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	63,214	64,961
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	206	113
(うち新株予約権(百万円))	(206)	(113)
(うち非支配株主持分(百万円))	(一)	(一)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	63,007	64,848
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	52,294,700	48,244,200

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	7,337	10,563
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益金額(百万円)	7,337	10,563
期中平均株式数(株)	53,169,362	51,331,465
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	120,521	291,797
(うち新株予約権(株))	(120,521)	(291,797)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	当社ストック・オプションの 目的となる株式の数、15,000株 (第8回新株予約権)。 この概要については、「第4 提出会社の状況1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	当社ストック・オプションの 目的となる株式の数、306,500株 (第10回新株予約権)。 この概要については、「第4 提出会社の状況1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社ゲオホール ディングス	第34回無担保社債	平成24年 3月26日	200 (100)	100 (100)	年利 0.7	なし	平成29年 3月24日
株式会社ゲオ (注)2	第6回無担保社債	平成24年 3月29日	203 (49)	154 (49)	年利 0.3	なし	平成31年 3月29日
合計			403 (149)	254 (149)			

- (注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。
 2. 株式会社ゲオが株式会社ウェアハウスを吸収合併したことにより引き継いだものであります。
 3. 連結決算日後5年間の償還予定額は次のとおりであります。

	平成28年3月期
1年以内(百万円)	149
1年超2年以内(百万円)	49
2年超3年以内(百万円)	56
3年超4年以内(百万円)	—
4年超5年以内(百万円)	—
合計(百万円)	254

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
流動負債その他(短期借入金)	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	7,097	8,333	0.4%	—
流動負債その他(1年以内に返済予定のリース債務)	280	107	0.3%	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	21,843	19,509	0.4%	平成29年～34年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,660	1,612	0.3%	平成29年～47年
合計	30,881	29,563	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,072	5,539	3,566	1,625
リース債務	98	102	107	111

【資産除去債務明細表】

「注記事項」の(資産除去債務関係)に記載しておりますので、省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	59,639	124,546	198,381	267,910
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	3,960	8,631	14,512	16,491
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,470	5,417	9,181	10,563
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	47.19	103.39	175.32	205.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	47.19	56.19	71.96	28.67

② 決算日後の状況

特記事項はありません。

③ 当社元役員に対する損害賠償請求訴訟

当社元役員3名は、平成23年12月16日付の社外調査委員会による調査報告書のとおり、当社の取締役会の決議を得るべきであったのに、取締役会の決議を得ずに、一部の取引先に対して多額の支出がなされる等、不正な支出を続けていたものであって、これにより当社が蒙った損害について、平成24年3月14日、当社元役員3名に対し名古屋地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、平成27年6月30日、当社の請求の全部を認容する判決が言い渡されました。

当社元役員は既に控訴しておりますので、引き続き適切に対応してまいります。

2 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当事業年度 (平成28年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,588	28,453
売掛金	※ 1 262	※ 1 261
前払費用	1,821	1,969
関係会社短期貸付金	14,024	9,442
繰延税金資産	76	203
その他	※ 1 3,855	※ 1 2,300
貸倒引当金	△47	△47
流動資産合計	40,581	42,582
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,564	1,408
工具、器具及び備品	413	1,182
土地	3,787	3,478
その他	12	8
有形固定資産合計	5,778	6,077
無形固定資産		
ソフトウェア	308	543
その他	484	519
無形固定資産合計	793	1,062
投資その他の資産		
投資有価証券	818	606
関係会社株式	14,976	15,236
長期貸付金	6,478	2,239
関係会社長期貸付金	9,043	712
敷金及び保証金	※ 1 12,899	※ 1 12,909
繰延税金資産	381	441
その他	※ 1 2,466	※ 1 2,430
貸倒引当金	△3,781	△1,404
投資その他の資産合計	43,282	33,170
固定資産合計	49,854	40,310
資産合計	90,435	82,892

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	5,378	8,076
リース債務	280	107
未払金	※1 1,414	※1 1,111
未払費用	252	282
預り金	86	82
前受収益	106	109
賞与引当金	118	150
その他	※1 2,684	※1 2,580
流動負債合計	10,321	12,500
固定負債		
社債	100	-
長期借入金	21,503	19,426
リース債務	1,660	1,612
長期預り保証金	※1 11,848	※1 11,810
その他	455	336
固定負債合計	35,567	33,186
負債合計	45,888	45,686
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,615	8,871
資本剰余金		
資本準備金	2,223	2,479
その他資本剰余金	3,062	-
資本剰余金合計	5,286	2,479
利益剰余金		
利益準備金	53	53
その他利益剰余金		
別途積立金	100	100
繰越利益剰余金	31,982	25,439
利益剰余金合計	32,135	25,592
自己株式	△1,979	-
株主資本合計	44,056	36,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	282	166
繰延ヘッジ損益	-	△15
評価・換算差額等合計	282	150
新株予約権	206	113
純資産合計	44,546	37,206
負債純資産合計	90,435	82,892

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益	※1, ※2 6,842	※1, ※2 6,403
営業費用	※1, ※2, ※3 5,235	※1, ※2, ※3 5,267
営業利益	1,606	1,135
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 359	※1 170
貸倒引当金戻入額	12	95
雑収入	※1 255	※1 350
営業外収益合計	627	616
営業外費用		
支払利息	※1 111	※1 133
貸倒引当金繰入額	137	-
雑損失	※1 154	※1 15
営業外費用合計	402	149
経常利益	1,831	1,602
特別利益		
貸倒引当金戻入額	612	-
特別利益合計	612	-
特別損失		
子会社株式売却損	-	86
減損損失	307	135
その他	-	13
特別損失合計	307	235
税引前当期純利益	2,136	1,367
法人税、住民税及び事業税	72	12
法人税等調整額	△169	△122
法人税等合計	△97	△109
当期純利益	2,233	1,476

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	8,603	2,211	3,062	5,274	53	100	31,468
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	11	11		11			
剰余金の配当							△1,720
当期純利益							2,233
自己株式の取得							
自己株式の消却							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	11	11	-	11	-	-	513
当期末残高	8,615	2,223	3,062	5,286	53	100	31,982

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△334	45,164	297	-	297	172	45,635
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）		23					23
剰余金の配当		△1,720					△1,720
当期純利益		2,233					2,233
自己株式の取得	△1,645	△1,645					△1,645
自己株式の消却		-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△15		△15	33	18
当期変動額合計	△1,645	△1,107	△15	-	△15	33	△1,089
当期末残高	△1,979	44,056	282	-	282	206	44,546

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,615	2,223	3,062	5,286	53	100	31,982	32,135
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	255	255		255				
剰余金の配当							△1,677	△1,677
当期純利益							1,476	1,476
自己株式の取得								
自己株式の消却			△3,062	△3,062			△6,341	△6,341
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	255	255	△3,062	△2,806	-	-	△6,542	△6,542
当期末残高	8,871	2,479	-	2,479	53	100	25,439	25,592

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,979	44,056	282	-	282	206	44,546
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）		511					511
剰余金の配当		△1,677					△1,677
当期純利益		1,476					1,476
自己株式の取得	△7,425	△7,425					△7,425
自己株式の消却	9,404	-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△116	△15	△131	△93	△225
当期変動額合計	1,979	△7,114	△116	△15	△131	△93	△7,339
当期末残高	-	36,942	166	△15	150	113	37,206

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

（2）デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を行っております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

（3）ヘッジ方針

主に当社の内規で定める管理規程に基づき金利変動リスクをヘッジしております。

（4）ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象については、個別取引ごとヘッジ効果を検証しております。

ただし、金利スワップで特例処理の要件を満たしているものは、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「受取補償金」（当事業年度は、9百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取補償金」に表示していた135百万円は、「雑収入」として組み替えております。

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた133百万円は、「貸倒引当金戻入額」12百万円、「雑収入」120百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	2,032百万円	1,901百万円
長期金銭債権	1,693	1,637
短期金銭債務	3,214	2,673
長期金銭債務	11,438	11,402

2 保証債務

関係会社の取引先への仕入債務、金融機関からの借入に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式会社ゲオ	1,564百万円	株式会社ゲオ 84百万円
その他	146	その他 125
計	1,711	計 209

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	5,503百万円	5,652百万円
営業費用	85	144
営業取引以外の取引による取引高	265	137

※2 営業収益及び営業費用

当社は持株会社であり、「関係会社受取配当金」、「関係会社受取手数料」が主な収益となることから「営業収益」として表示し、営業収益に対応する費用として「営業費用」と表示しております。

※3 営業費用のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
不動産賃貸費用	512百万円	620百万円
給料及び手当	1,456	1,134
賞与引当金繰入額	118	150
貸倒引当金繰入額	1	—
減価償却費	410	505
支払手数料	675	864

(表示方法の変更)

「不動産賃貸費用」は金額的重要性が増したため、当事業年度より注記しました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組み替えを行っております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	14,896	15,156
関連会社株式	80	80

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,338百万円	514百万円
投資有価証券評価損	797	724
税務上の繰越欠損金	184	711
その他	740	658
繰延税金資産小計	3,061	2,608
評価性引当額	△2,430	△1,853
繰延税金資産合計	630	754
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△113	△54
その他	△60	△55
繰延税金負債合計	△173	△109
繰延税金資産の純額	457	644

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
流動資産－繰延税金資産	76百万円	203百万円
固定資産－繰延税金資産	381	441

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年 3月31日)	当事業年度 (平成28年 3月31日)
法定実効税率	35.3%	32.8%
(調整)		
住民税均等割額等	0.6	1.0
評価性引当額の増減	△28.3	△35.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.3	△12.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.2	2.9
その他	1.9	3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△4.6	△8.0

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は36百万円減少し、法人税等調整額が39百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,564	21	78 (61)	98	1,408	5,155
	工具、器具及び備品	413	1,144	15 (0)	360	1,182	868
	土地	3,787	-	309 (73)	-	3,478	-
	その他	12	4	0	8	8	35
	計	5,778	1,170	403 (135)	467	6,077	6,058
無形固定資産	ソフトウェア	308	352	2	115	543	427
	その他	484	53	17	0	519	54
	計	793	405	20	115	1,062	482

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,829	37	2,414	1,452
賞与引当金	118	150	118	150

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

訴訟の状況につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2) その他 ③ 当社元役員に対する損害賠償請求訴訟」に記載のとおりであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.geonet.co.jp/
株主に対する特典	株主会員として登録（レンタル料金常時全品半額にてご利用）またはリユース商品券2,000円相当のいずれかを選択

（注）1．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

2．当社の株主名簿管理人は以下の通りです。

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第27期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第28期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日関東財務局長に提出

（第28期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月12日関東財務局長に提出

（第28期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年6月30日関東財務局長に提出

当社議決権行使結果の報告につき、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出。

平成27年8月28日関東財務局長に提出

新株予約権発行につき、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成27年9月15日関東財務局長に提出

平成27年8月28日提出の臨時報告書(新株予約権発行)に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成27年6月1日 至 平成27年6月23日）平成27年7月10日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年11月1日 至 平成27年11月30日）平成27年12月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成27年12月1日 至 平成27年12月31日）平成28年1月8日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年1月31日）平成28年2月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6 月28日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

安 藤

武

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

城

卓

男

印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲオホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゲオホールディングスの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ゲオホールディングスが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月28日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

安 藤

武

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

城

卓

男

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゲオホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングスの平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	株式会社ゲオホールディングス
【英訳名】	GEO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 結蔵
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長遠藤結蔵は、当社の第28期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	株式会社 GEO ホールディングス
【英訳名】	GEO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 遠藤 結蔵
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長遠藤結蔵は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。また、連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、仕入高、棚卸資産及びレンタル用資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。